

快適トイレモデル工事試行要領

平成30年6月1日制定
令和2年6月1日一部改正
令和3年10月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、土木建築局が発注する建設工事に係る快適トイレモデル工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

対象工事は原則次のとおりとする。ただし、災害復旧工事は対象外とする。

(1) 発注者指定型

請負対象設計金額3億円以上の工事で原則実施し、特記仕様書に発注者指定型である旨を明示するものとする。

(2) 受注者希望型

請負対象設計金額1.5億円以上3億円未満の工事で原則実施し、特記仕様書に受注者希望型である旨を明示するものとする。

3 快適トイレの設置

(1) 男女ともに現場で働く場合は、男女別で設置することを標準とする。

(2) 受注者は、次のアからサの全ての仕様を満たすトイレを設置することとする。

なお、シからチについては、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

ケ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）

コ 鏡と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）

ス 擬音装置（機能を含む）

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場等）

4 試行方法

(1) 発注者は、対象工事に該当する場合は、その旨を特記仕様書に明示すること。

(2) 受注者希望型の場合、受注者は、快適トイレモデル工事を希望する場合、契約後速やかに、

工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

- (3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載すること。また、工事現場への設置前に様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット・見積書等の資料とともに監督職員へ提出すること。
- (4) 監督職員は、実際に設置された快適トイレを、現場において確認すること。
- (5) 受注者は、快適トイレの撤去日について、監督職員へ報告すること。
- (6) 発注者は、快適トイレの費用を、変更契約時に計上するものとする。

5 費用

- (1) 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」を計上する。男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとし、共通仮設費（営繕費）に計上する（102,000円／2基・月が上限）。
なお、「積算上の差額」とは、実際にかかった費用（見積書）から10,000円（従来品）を減じた額とする。
- (2) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限に計上可能とする。
- (3) 運搬・設置・撤去に係る費用は共通仮設費（率分）に含む。
- (4) 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積上げ計上しない。
- (5) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に費用計上の対象とする。現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には費用計上の対象としない。

6 アンケートの実施

モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 令和2年6月1日改正については、令和2年6月1日から施行する。
- 3 令和3年10月1日改正については、令和3年10月1日から施行する。

